

福岡県田川地区消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

〔昭和46年3月10日〕
条例第1号

改正	昭和49年12月25日条例第5号	昭和52年11月28日条例第6号
	昭和58年12月9日条例第1号	昭和60年12月21日条例第1号
	平成4年12月21日条例第6号	平成6年12月22日条例第7号
	平成7年12月19日条例第5号	平成8年12月19日条例第2号
	平成9年3月4日条例第1号	平成10年2月27日条例第2号
	平成12年12月19日条例第5号	平成16年3月26日条例第2号
	平成18年12月26日条例第6号	

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号。以下「法」という。)第69条及び第70条の規定に基づき、福岡県田川地区消防組合(以下「組合」という。)の議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。)又は通勤による災害に対する補償(以下「補償」という。)に関する制度等を定め、もつて議会の議員その他非常勤の職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(職員)

第2条 この条例で「職員」とは、組合の議会の議員、管理者、第1号副管理者、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、認定委員、審査委員、消防賞じゆつ金審査会等の委員、非常勤の調査委員及び嘱託員その他の非常勤の職員(地方公務員災害補償法施行令(昭和42年政令第274号)第1条に規定する職員を除く。)で次の各号に掲げる者以外の者をいう。

- (1) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用を受ける者
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)に基づく船員保険の被保険者
- (3) 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号)の適用を受ける者
- (4) 非常勤の消防団員及び水防団員等の公務災害補償に関する条例(福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合昭和41年条例第3号)又は田川市消防団員等公務災害補償条例(昭和32年条例第11号)の適用を受ける者

(通勤)

第2条の2 この条例で「通勤」とは、職員が勤務のため、住居と勤務場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいい、公務の性質を有するものを除くものとする。

2 職員が、前項の往復の経路を逸脱し、又は同項の往復を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項の往復は、同項の通勤としない。ただし、当該逸

脱又は中断が、日常生活上必要な行為であつて規則で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。

(実施機関)

第3条 次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる機関(以下「実施機関」という。)は、この条例で定める補償の実施の責めに任ずる。

- (1) 議会の議員 議長
- (2) 管理者、第1号副管理者 管理者
- (3) 執行機関たる委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員 管理者
- (4) その他の職員 任命権者

2 実施機関は、職員について公務又は通勤により生じたと認められる災害が発生した場合には、その災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定し、公務又は通勤により生じたものであると認定したときは、すみやかに補償を受けるべき者に通知しなければならない。

3 実施機関は、前項の規定による災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかの認定をしようとするときは、公務災害補償等認定委員会(以下「認定委員」という。)の意見をきかなければならない。

(認定委員会)

第4条 実施機関の諮問に応じ災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを審議するため認定委員会を置く。

- 2 認定委員会は、委員5人をもつて組織する。
- 3 委員は、学歴経験を有する者のうちから管理者が委嘱する。
- 4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 認定委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 委員長は、会務を総理する。委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を行なう。
- 8 前各項に定めるもののほか、認定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(補償基礎額)

第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 議会の議員 議会の議長が管理者と協議して定める額
- (2) 管理者、第1号副管理者 管理者が定める額
- (3) 執行機関たる委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員 管理者が定める額
- (4) その報酬等が日額で定められている職員 負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によつて疾病が確定した日においてその者について定められていた報酬等の額(その報酬等の額が補償基金額として公正を欠くと認められる場合は、実施機関が管理者と協議して別に定める額)

(5) 報酬等が日額以外の方法によつて定められている職員又は報酬等のない職員前号に掲げる者との均衡を考慮して実施機関が管理者と協議して定める額

第5条の2 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）について前条の規定による補償基礎額が、年金たる補償を受けるべき職員の当該年金たる補償を支給すべき月の属する年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）の4月1日（以下この項において「基準日」という。）における年齢（遺族補償年金を支給する場合にあつては、当該支給すべき事由に係る職員の死亡がなかつたものとして計算した場合に得られる当該職員の基準日における年齢）に応じて管理者が最低限度額として定める額に満たないとき又は最高限度額として定める額を超えるときは、それぞれ定める額を当該年金たる補償に係る補償基礎額とする。

2 前項の管理者が定める額は、法第2条第11項の規定により総務大臣が年齢階層ごとに定める額と均衡を考慮して定めるものとする。

第5条の3 休業補償を支給すべき事由が生じた日が当該休業補償に係る療養の開始後1年6月を経過した日以後の日である場合において、休業補償について第5条の規定による補償基礎額が、休業補償を受けるべき職員の当該休業補償を支給すべき事由が生じた日の属する年度の4月1日における年齢に応じて管理者が最低限度額として定める額に満たないとき又は最高限度額として定める額を超えるときは、それぞれその定める額を当該休業補償に係る補償基礎額とする。

2 前項の管理者が定める額は、法第2条第13項の規定により総務大臣が年齢階層ごとに定める額との均衡を考慮して定めるものとする。

第2章 補償及び福祉事業

（補償の種類）

第6条 補償の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 療養補償
- (2) 休業補償
- (3) 傷病補償年金
- (4) 障害補償
 - ア 障害補償年金
 - イ 遺族補償一時金
- (5) 介護補償
- (6) 遺族補償
 - ア 遺族補償年金
 - イ 遺族補償一時金
- (7) 葬祭補償

（療養補償）

第7条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかつた場合においては、療養補償として必要な療養を行ない、又は必要な療養の費用を支給する。

（休業補償）

第 8 条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の収入を得ることができないときは、休業補償として、その収入を得ることができない期間につき、補償基礎額の 100 分の 60 に相当する金額を支給する。ただし、次に掲げる場合（規則で定める場合に限る。）には、その拘禁され又は収容されている期間については、休業補償は、行わない。

(1) 刑事施設、労役場その他これに準ずる施設に拘禁されている場合

(2) 少年院その他これに準ずる施設に収容されている場合

（傷病補償年金）

第 8 条の 2 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後 1 年 6 箇月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合、又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなつた場合には、傷病補償年金として、その状態が継続している期間、別表第 1 に定める傷病等級に応じ、1 年につき補償基礎額と同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給する。

(1) 当該負傷又は疾病が治つていないこと。

(2) 当該負傷又は疾病による障害の程度が、別表第 1 に定める第 1 級、第 2 級又は第 3 級の傷病等級に該当すること。

2 傷病補償年金を受ける者には、休業補償は行わない。

（障害補償）

第 9 条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、治つたとき、別表第 2 に定める第 1 級から第 7 級までの等級に該当する障害が存する場合には、障害補償年金として、当該障害が存する期間、同表に定める障害の等級に応じ、1 年につき補償基礎額と同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給し、同表に定める第 8 級から第 14 級までの等級に該当する障害が存する場合には、障害補償一時金として、同表に定める障害の等級に応じ、補償基礎額と同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。

（休業補償等の制限）

第 10 条 実施機関は、故意の犯罪行為又は重大な過失により公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病又はこれらの原因となつた事故を生じさせた職員に対しては、その療養を開始した日から 3 年以内の期間に限り、その者に支給すべき休業補償、傷病補償年金又は障害補償の金額からその金額の 100 分の 30 に相当する金額を減ずることができる。

2 実施機関は、正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより公務上の負傷、疾病若しくは障害若しくは通勤による負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げた職員に対しては、その負傷、疾病若しくは障害若しくは通勤による負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げた場合 1 回につき休業補償を受けるものにあつては、10 日間（10 日未満で補償事由が消滅するものについては、その補償事由が消滅する日までの間）についての休業補償を、傷病補償年金を受け

る者にあつては、傷病補償年金の 365 分の 10 に相当する額の支給を行なわないことができる。

(介護補償)

第 10 条の 2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則に定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して管理者が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

(1) 病院又は診療所に入院している場合

(2) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 30 条に規定する身体障害者療護施設その他これに準ずる施設として管理者が定めるものに入所している場合

(遺族補償)

第 11 条 職員が公務上死亡し、又は通勤により死亡した場合においては、遺族補償として、その遺族に対して、遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給する。

(遺族補償年金)

第 12 条 遺族補償年金を受けすることができる遺族は、職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、職員の死亡の当時、その収入によつて生計を維持したものとす。ただし、妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。第 3 項において同じ。)以外の者にあつては、職員の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

(1) 夫(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)父母又は祖父母については、60 歳以上であること。

(2) 子又は孫については、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあること。

(3) 兄弟姉妹については、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあること又は 60 歳以上であること。

(4) 前 3 号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、別表第 2 の第 7 級以上の等級の障害に該当する障害の状態又は軽易な労務以外の労務には服することができない程度の心身の故障による障害の状態にあること。

2 遺族補償年金を受けべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族補償年金の額は、次の各号に掲げる人数(遺族補償年金を受け権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けすることができる遺族の人数をいう。)の区分に応じ、1 年につき当該各号に定める額とする。

(1) 1 人 補償基礎額に 153 を乗じて得た額(55 歳以上の妻又は第 1 項第 4 号に規定する障害の状態にある妻である場合には、補償基礎額に 175 を乗じて得た額)

(2) 2 人 補償基礎額に 201 を乗じて得た額

(3) 3 人 補償基礎額に 223 を乗じて得た額

(4) 4 人以上 補償基礎額に 245 を乗じて得た額

第 1 3 条 遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号の一に該当するに至ったときは消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。

(1) 死亡したとき。

(2) 婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情ある場合を含む。）をしたとき。

(3) 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となつたとき。

(4) 離縁によつて、死亡した職員との親族関係が終了したとき。

(5) 子、孫又は兄弟姉妹については、18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了したとき（職員の死亡の時から引き続き第 12 条第 1 項第 4 号の障害の状態にあるときを除く。）

(6) 第 12 条第 1 項第 4 号の障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなつたとき（夫、父母又は祖父母については、職員の死亡の当時 60 歳以上であつたとき、子又は孫については、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるとき、兄弟姉妹については、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるか又は職員の死亡の当時 60 歳以上であつたときを除く。）

2 遺族補償年金を受けることができる遺族が前項各号の一に該当するに至ったときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。

（遺族補償一時金）

第 1 4 条 遺族補償一時金は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 職員の死亡の当時遺族補償年金を受けることができる遺族がないとき。

(2) 遺族補償年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該遺族補償年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該職員の死亡に関し、既に支給された遺族補償年金の額の合計額が前号の場合に支給される遺族補償一時金の額に満たないとき。

2 遺族補償一時金を受けることができる遺族は、職員の死亡の当時において次の各号の一に該当する者とする。

(1) 配偶者

(2) 職員の収入によつて生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前 2 号に掲げる者以外の者で、主として職員の収入によつて生計を維持していたもの

(4) 第 2 号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

3 遺族補償一時金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位とし、同項第 2 号及び第 4 号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位とし、父母については養父母を先にし、実父母を後にする。

4 遺族補償一時金の額は、第 1 項第 1 号の場合にあつては、補償基礎額の 400 倍に相当

する金額、同項第 2 号の場合にあつては、補償基礎額の 400 倍に相当する金額からすでに支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額とする。

(年金たる補償の端数処理)

第 14 条の 2 年金たる補償の額に 50 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数があるときは、これを 100 円に切り上げるものとする。

(葬祭補償)

第 15 条 職員が公務上死亡し、又は通勤により死亡した場合においては、葬祭を行なう者に対して、葬祭補償として、通常葬祭に要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。

(この条例に定めがない事項)

第 16 条 この章に定めるもののほか、補償に関し必要な事項については、法第 3 章(第 24 条、第 25 条、第 39 条の 2、第 45 条、第 46 条及び第 46 条の 2(船員である職員に関する部分に限る。))を除く。)の規定の例による。

(福祉事業)

第 17 条 実施機関は、公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員(以下、この条において「被災職員」という。)及びその遺族の福祉に関して必要な次の事業を行うように努めなければならない。

- (1) 外科処置に関する事業、補装具に関する事業、リハビリテーションに関する事業その他被災職員の円滑な社会復帰を促進するため必要な事業
 - (2) 被災職員の療養生活の援護、被災職員が受ける介護の援護、その遺族の就学の援護その他の被災職員及びその遺族の援護を図るために必要な資金の支給その他の事業
- 2 実施機関は、職員の福祉の増進を図るため、公務上の災害を防止するために必要な事業を行なうように努めなければならない。

第 3 章 審査

(審査)

第 18 条 実施機関の行なう公務上の災害又は通勤による災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施について不服がある者は、公務災害補償等審査会(以下「審査会」という。)に対し、審査を申し立てることができる。

- 2 前項の申し立てがあつたときは、審査会は、すみやかにこれを審査して裁定を行ない、これを本人及びその者に係る実施機関に通知しなければならない。

(審査会)

第 19 条 前条第 1 項の申し立てを審査するため、審査会を置く。

- 2 審査会は、委員 3 人をもつて組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者のうちから管理者が委嘱する。
- 4 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 会長は、会務を総理する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を行なう。

8 前各号に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(報告、出頭等)

第20条 実施機関又は審査会は、補償の実施又は審査のため必要があると認めるときは、補償を受け若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して報告をさせ、文章その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。

2 前項の規定により出頭した者は、条例で定めるところにより、旅費を受けることができる。

(一時差止め)

第21条 補償を受ける権利を有する者が、正当な理由がなく、前条第1項の規定による報告をせず、文書その他の物件を提出せず、出頭をせず、又は医師の診断を拒んだときは、実施機関は補償の支払いを一時差止めることができる。

(期間の計算)

第22条 この条例又はこの条例に基づく規則に規定する期間の計算については、民法の期間の計算に関する規定を準用する。

(通勤による災害に係る費用の一部負担金)

第22条の2 通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員(規則で定める職員を除く。)は、一部負担金として、200円を超えない範囲内で規則で定める金額を納付しなければならない。

2 この条例により、前項の職員に支給すべき補償がある場合又は当該補償がない場合において、当該職員に支給すべき給与があるときは、実施機関又は職員の給与支給機関は、それぞれその支給すべき補償の額又は給与から同項の金額に相当する金額を控除して、これを当該職員に代つて納付することができる。

(規則への委任)

第23条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第24条 第20条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書その他の物件を提出せず、出頭せず又は医師の診断を拒んだ者は、20万円以下の罰金に処する。

附 則

改正 平成9年3月4日条例第1号

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

第2条 施行の日から20年以内に職員が公務上死亡し、又は通勤により死亡した場合において、当該死亡に関し、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が、規則で定めるところにより申し出たときは、補償基礎額の1,000倍に相当する額を超えない範囲内で規則で定める額を一時金として支給する。

2 前項の一時金が支給される場合には、当該職員の死亡に係る遺族補償年金は、各月に

支給されるべき額の合計額が規則で定める算定方法に従い当該一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

3 第1項の一時金は、この条例の規定の適用については、遺族補償年金とみなす。

(脳死した者の身体に対する療養補償)

第2条の2 この条例の規定に基づく療養(療養に要する費用の支給に係る当該療養を含む。以下同じ。)の給付に継続して、臓器の移植に関する法律(平成9年法律104号)第6条第2項の脳死した者の身体への処置がされた場合には、当分の間、当該処置はこの条例の規定に基づく療養の給付としてされたものとみなす。

(障害補償年金差額一時金)

第2条の3 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が、次の表の左欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害の等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額に満たないときは、その者の遺族に対し、その請求に基づき、補償として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。

障害の等級	額
第一級	補償基礎額に1,340を乗じて得た額
第二級	補償基礎額に1,190を乗じて得た額
第三級	補償基礎額に1,050を乗じて得た額
第四級	補償基礎額に920を乗じて得た額
第五級	補償基礎額に790を乗じて得た額
第六級	補償基礎額に670を乗じて得た額
第七級	補償基礎額に560を乗じて得た額

2 障害補償年金差額一時金を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。この場合において、障害補償年金差額一時金を受けるべき遺族の順位は、次の各号の順位とし、当該各号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(1) 障害補償年金を受ける権利を有する者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(2) 前号に該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

3 前2項に定めるもののほか、障害補償年金差額一時金に関し必要な事項については、法附則第5条の2の規定の例による。

(障害補償年金前払一時金)

第2条の4 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が規則で定めるところにより申し出たときは、補償として、障害補償年金前払一時金を支給する。

2 障害補償年金前払一時金の額は、前条の表の左欄に掲げる当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金に係る障害の等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を限度として規則で定める額とする。

3 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る

障害補償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が規則で定める算定方法に従い当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

4 前 3 項に定めるもののほか、障害補償年金前払一時金に必要な事項については、法附則第 5 条の 3 の規定の例による。

(遺族補償年金前払一時金)

第 3 条 当分の間、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が規則で定めるところにより申し出たときは、補償として、遺族補償年金前払一時金を支給する。

2 遺族補償年金前払一時金の額は、補償基礎額に 1,000 を乗じて得た額を限度として規則で定める額とする。

3 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる職員の死亡に係る遺族補償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が規則で定める算定方法に従い当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

4 遺族補償年金前払一時金が支給される場合における第 14 条又は次条の規定の適用については、第 14 条又は次条中「遺族補償年金の額」とあるのは「遺族補償年金及び遺族補償年金前払一時金の額」とする。

5 前 4 項に定めるもののほか、遺族補償年金前払一時金に関し必要な事項については、法附則第 6 条の規定の例による。

(遺族補償一時金の額の特例)

第 4 条 遺族補償一時金の額は、当分の間、第 14 条第 4 項の規定にかかわらず、補償基礎額の 400 倍に相当する金額に次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た金額（第 14 条第 1 項第 2 号の場合にあつては、その額からすでに支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額）とする。

(1) 第 14 条第 2 項第 3 号に該当する者（次号に掲げる者を除く。） 100 分の 100

(2) 第 14 条第 2 項第 3 号に該当する者のうち、職員の死亡の当時 18 歳未満若しくは 55 歳以上の三親等内の親族又は第 12 条第 1 項第 4 号に定める障害の状態にある三親等内の親族 100 分の 175

(3) 第 14 条第 2 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に掲げる者 100 分の 250

(遺族補償年金の受給資格年齢の特例等)

第 4 条の 2 次の表の左欄に掲げる期間に死亡した職員の遺族に対する第 12 条及び第 13 条の規定の適用については、同表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第 12 条第 1 項第 1 号及び第 3 号並びに第 13 条第 1 項第 6 号中「60 歳」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

昭和 60 年 12 月 21 日から昭和 61 年 9 月 30 日まで	55 歳
昭和 61 年 10 月 1 日から昭和 62 年 9 月 30 日まで	56 歳
昭和 62 年 10 月 1 日から昭和 63 年 9 月 30 日まで	57 歳
昭和 63 年 10 月 1 日から平成 元年 9 月 30 日まで	58 歳
平成 元年 10 月 1 日から平成 2 年 9 月 30 日まで	59 歳

- 2 次の表の左欄に掲げる期間に公務上死亡し、又は通勤により死亡した職員の夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹であつて、当該職員の死亡の当時その収入によつて生計を維持し、かつ、同表の中欄に掲げる年齢であつたもの（第12条第1項第4号に規定する者であつて、第13条第1項第6号に該当するに至らないものを除く。）は、第12条第1項（前項において読み替えられる場合を含む。）の規定にかかわらず、遺族補償年金を受けることができる遺族とする。この場合において、第12条第3項中「遺族補償年金を受けることができる遺族（附則第4条の2第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができる」とされた遺族であつて、当該遺族補償年金に係る職員の死亡の時期に応じ、同項の表の右欄に掲げる年齢に達しないものを除く。）」と、第13条第2項中「各号の一」とあるのは、「第1号から第4号までのいずれか」とする。

昭和61年10月1日から 昭和62年9月30日まで	55 歳	56 歳
昭和62年10月1日から 昭和63年9月30日まで	55 歳以上 57 歳未満	57 歳
昭和63年10月1日から 平成元年9月30日まで	55 歳以上 58 歳未満	58 歳
平成元年10月1日から 平成2年9月30日まで	55 歳以上 59 歳未満	59 歳
平成2年10月1日から 当 分 の 間	55 歳以上 60 歳未満	60 歳

- 3 前項に規定する遺族補償年金を受けるべき順位は、第12条第1項（第1項において読みかえられる場合を含む。）に規定する遺族の次の順位とし、前項に規定する遺族のうちにあつては、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

- 4 第2項に規定する遺族に支給すべき遺族補償年金は、その者が同項の表の右欄に掲げる年齢に達する月までの間は、その支給を停止する。ただし、附則第3条の規定の適用を妨げるものではない。

（他の法令による給付との調整）

第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由になつた障害又は死亡についての次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額が控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

傷病補償年金	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第 87 条第 1 項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧船員保険法の障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第 78 条第 1 項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧厚生年金保険法の障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第 32 条第 1 項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の障害年金」という。）	0.89
	厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）の規定による障害厚生年金（以下単に「障害厚生年金」という。）及び国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）の規定による障害基礎年金（同法第 30 条の 4 の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）	0.73
	障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
	障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金」という。）又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88
障害補償年金	旧船員保険法の障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法の障害年金	0.74
	旧国民年金法の障害年金	0.89
	障害厚生年金及び障害基礎年金	0.73
	障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83
	障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88
遺族補償年金	国民年金等改正法附則第 87 条第 1 項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第 78 条第 1 項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第 32 条第 1 項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90
	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金（以下単に「遺族厚生年金」という。）及び国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第 28 条第 1 項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）	0.80
	遺族厚生年金（当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84
	遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金	0.88

- 2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を 365 で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残高）とする。

旧船員保険法の障害年金	0.75
旧厚生年金保険法の障害年金	0.75
旧国民年金法の障害年金	0.89
障害厚生年金及び障害基礎年金	0.73
障害補償年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88

附 則（昭和 49 年条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 52 年条例第 6 号）

改正 昭和 58 年 12 月 9 日条例第 1 号

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行し、昭和 52 年 4 月 1 日から適用する。
（経過措置）
- この条例の適用の日（以下「適用日」という。）の前日においてこの条例による改正後の福岡県田川地区消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新条例」という。）第 8 条の 2 第 1 項の規定が適用されていたならば、同項各号のいずれにも該当することとなる者に対しては、適用日の属する月分から傷病補償年金を支給する。
- 新条例附則第 4 条第 1 項の規定は適用日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について、同条第 2 項の規定は適用日以後に支給すべき事由の生じた休業補償について適用し、適用日前の期間に係る障害補償年金及び遺族補償年金並びに適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 適用日の前日において同一の事由につき障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）とこの条例による改正前の福岡県田川地区消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「旧条例」という。）附則第 4 条第 1 号及び第 2 号に定める年金とを支給されていた者で、適用日以後も引き続きこれらの年金の支給を受ける者に対し、同一の事由につき支給される年金たる補償で適用日の属する月分に係るものについて、新条例の規定により算定した額が、旧条例の規定により算定した年金たる補償で適用日の属する月の前月分に係るものの額（以下この項において「旧支給額」という。）に満たないときは、新条例の規定により算定した額が旧支給額以

上の額となる月の前月までの月分の当該年金たる補償の額は、新条例の規定にかかわらず、当該旧支給日に相当する額とする。

- 5 前項の規定の適用を受ける者が、同項に規定する旧支給額以上の額となる月前において、次の各号に掲げる事由に該当することとなつたときは、これらの事由（以下この項において、「年金額の改定事由」という。）に該当することとなつた日の属する月の翌月から当該旧支給額以上の額になる月の前月までの月分の当該年金たる補償の額は、前項の規定にかかわらず、当該旧支給額に、年金額の改定事由が生じた日以後における新条例（附則第4条を除く。）の規定により算定した当該年金たる補償の額を年金額の改定事由が生じなかつたものとした場合の新条例（附則第4条を除く。）の規定により算定した当該年金たる補償の額で乗じて得た額に相当する額（その額が年金額の改定事由が生じた日以後における新条例の規定により算定した当該年金たる補償の額に満たないときは、当該新条例により算定した当該年金たる補償の額に相当する額）とする。

- (1) 障害補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があつたため、新たに新条例別表第2中の他の等級に該当するに至つた場合に、新たに該当するに至つた等級に応ずる障害補償年金を支給されること。
- (2) 遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の数に増減を生じたため、遺族補償年金の額を改定して支給されること。
- (3) 遺族補償年金を受ける権利を有する妻にその者と生計を同じくしている他の遺族で遺族補償年金を受けることができるものがない場合において、その妻が50歳若しくは55歳に達したとき（新条例第12条第1項第4号に規定する障害の状態にあるときを除く。）又は新条例第12条第1項第4号に規定する障害の状態になり、若しくはその事情がなくなつたとき（55歳以上であるときを除く。）に該当するに至つたため、遺族補償年金の額を改定して支給されること。
- (4) 遺族補償年金を受ける権利を有する者の所在が1年以上明らかでない場合において、同順位者があるときは同順位者の、同順位者のないときは次順位者の申請によつて、その所在が明らかでない間、当該遺族補償年金の支給が停止されたため、又は遺族補償年金の支給を停止された遺族の申請によつて当該遺族補償年金の支給の停止が解除されたため、遺族補償年金の額を改定して支給されること。

- 6 適用日前に同一の事由につき旧条例の規定による休業補償と旧条例附則第4条第1号及び第2号に定める年金を支給されていた者で、適用日以後も引き続き当該年金の支給を受ける者に対し、同一の事由について支給する新条例の規定による休業補償の額は、新条例の規定により算定した額が適用日の前日に支給すべき事由の生じた旧条例の規定による休業補償の額（同日に休業補償を支給すべき事由の生じなかつたときは、同日前に最後に休業補償を支給すべき事由が生じた日の休業補償の額）に満たないときは、新条例の規定にかかわらず、当該旧条例の規定による休業補償の額に相当する額とする。

附 則（昭和58年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年条例第1号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下、「新条例」という。）第 12 条及び第 13 条の規定（新条例附則第 4 条の 2 第 1 項において読み替えられる場合を含む。）は、この条例の施行の日以後に死亡した職員の遺族について適用し、同日前に死亡した職員の遺族については、なお従前の例による。

附 則（平成 4 年条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 6 年条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年条例第 5 号）

（施行期日）

1 この条例中、第 1 条の改正規定、第 2 章の章名の改正規定、第 17 条の改正規定及び第 24 条の改正規定は、公布の日から、その他の改正規定は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この条例による改正後の福岡県田川地区消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 12 条第 3 項及び次項の規定は、平成 7 年 8 月 1 日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の条例第 12 条第 3 項の規定は、平成 7 年 8 月 1 日以後の期間に係る遺族補償年金の額について適用し、同日前の期間に係る遺族補償年金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成 8 年条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の福岡県田川地区消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定は、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 9 年条例第 1 号）

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年条例第 5 号）

この条例は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成 16 年条例第 2 号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の福岡県田川地区消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例別表第 1 の備考の規定は、平成 15 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（平成 18 年条例第 6 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条に係る部分は、公布の日から施行する。

別表第 1 (第 8 条の 2 関係)

種 別	等 級	倍 数
傷 病 補 償 年 金	第 1 級	313
	第 2 級	277
	第 3 級	245

備考 この表に定める等級に応ずる障害に関しては、地方公務員災害補償法施行規則(昭和 42 年自治省令第 27 号)の別表第 2 の例による。

別表第 2 (第 9 条関係)

種 別	等 級	倍 数
障 害 補 償 年 金	第 1 級	313
	第 2 級	277
	第 3 級	245
	第 4 級	213
	第 5 級	184
	第 6 級	156
	第 7 級	131
障 害 補 償 一 時 金	第 8 級	503
	第 9 級	391
	第 10 級	302
	第 11 級	223
	第 12 級	156
	第 13 級	101
	第 14 級	56

備考 この表に定める等級に応ずる障害に関しては、地方公務員災害補償法の別表の例による。